

律宗

律宗は南都六宗の一つで早くから日本に伝来されました。

律宗というのは、その名前からも分かるように、戒律を宗旨とするのです。戒律は厳密に言いますと、戒と律とでは意味合いが違います。

戒（梵語でシーラ）はもと、釈尊が外道（仏教以外の宗教家）が行っていた芳しくない行為を出家、在家にかかわらず誠められ禁じられたものです。ですから、純粹に宗教的なもので自発的に守ることを要請された事柄ですから、守らないといっても処罰はありません。守らない場合は、ただその人は仏教徒ではないということになるだけです。

律（梵語でビナヤ）は釈尊が教えを説かれるうちに大勢のお弟子ができて仏教教団が成立し、順次制定されていったものです。集団で生活を営む以上、なんらかの規則が必要となります。なにか、問題が起こったり、事件が発生しますと、それをキッカケとして今後はこうしてはならない、こういうことは禁止する、などと出家に対して守ることが義務づけられた生活規範、禁戒(きんかい)です。これを随犯(ずいぼん)随制(ずいせい)といい、必ず処罰規定がある類のものです。

しかし、やがて両者は混同されるようになりました。そして、小乗仏教では在家は5戒、時には8戒を守り、20歳以下の出家の男女（沙弥(しゃみ)、沙弥尼(しゃみに)）は10戒を、成人した男性の出家（比丘・・びく）は250戒、女性（比丘尼・・びくに）は500戒を守らなくてはなりません。250、500というのは大体の数で、これらを具足戒と称します。

大乘仏教では、これらを声聞戒(しょうもんかい)と呼び、大乘には別の菩薩戒(ぼさつかい)があるとしており、また、さまざまな戒律に対する考えが大乘の各宗で述べられています。

しかし、中国で成立して日本に伝わった律宗では小乗の四分律という戒律を守ることを主体としながら、菩薩の三聚淨戒(さんしゅじょうかい)を受持するのが成仏の要因であるとされました。（中国の道宣の説）

もともと、インドで釈尊が制定されたとされる戒と律は律蔵としてまとめられ伝えられました。インドの小乗仏教の教団では最初、大きな根本分裂（仏滅後100年）というものがあり、その後、始末分裂といって小分裂を繰り返し、20の部派になり、その部派ごとに異なる律蔵が伝承されました。中国にはそのうち、4つが伝わり、その中でも四分律だけが広がり、相部宗、南山宗、東塔宗に分派しました。日本には南山宗が鑒真(がんじん)によって天平勝宝(てんぴょうしょうほう)6年（754年）伝えられました。その後、奈良・東大寺、薬師寺(栃木県、廃寺)、筑紫・観世音寺の三戒壇（受戒の道場）が定められ、鑒真はさらに戒律研究の根本道場・唐招提寺を創建しました。その後、一時、律宗は教勢が衰えたものの鎌倉時代には、また復活、繁栄していました。

良観(りょうかん＝忍性にんしょう 1217—1303)のことについては、以前、ふれましたが、西大寺叡尊(えいそん)に師事して弘長元年（1261年）鎌倉に入り、戒律を弘め、北条時頼、長時に帰依され、その手腕を発揮しました。光泉寺、極楽寺を開創、社会事業を展開し生き仏と崇められましたが、一方、御祖師様を仏教界から抹殺しようと企て、いつも御祖師様に法難が起こるよう裏から糸を引いていました。御祖師様は良観のように守ろうとしても守れない戒律を守っているように見せかけ、成仏できないのにそれで成仏できるように宣伝するのは世をたぶらかすものであるとお折伏されました。これを律国賊というのですが、御祖師様の十一通御書や教行証御書には律国賊という言葉がありますが、ご真蹟が残っている御遺文や信頼性の高い録内御書にはありません。

以上、代表的な四つの宗旨について説明しましたが、それ以外の南都六宗について少しふれます。南都六宗とは奈良時代に公認された国家仏教であると申しました。

六宗とは三論宗・成実宗・法相宗・倶舎宗・華嚴宗・律宗の六宗をさしますが、いずれも中国より渡来した宗旨です。

このうち、成実宗は三論宗に、倶舎宗は法相宗に付属する寓宗です。寓宗とは、その宗旨による独自の寺院や僧侶などがなく、学問として研究されたにすぎないものという意味です。